

医療機関の申請等の手続きについて

(1) 病院・診療所・歯科・調剤薬局

令和5年7月1日申請分から、保険医療機関等に関する届出と同時に生活保護法による指定医療機関に関する指定の申請届、指定更新の申請届、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届の届出を行う場合は、本市への別途の届出を省略することができます。

ただし、生活保護法による本市のみにかかわる変更（指定医療機関のみ指定辞退・休止する等）の場合の手続きは従来と変わらず、本市への届出が必要となります。

(2) 訪問看護事業所

新たに指定を受けようとする訪問看護事業所は、横浜市電子申請・届出システムを利用して届出させていただきます。所定の事項を記入した申請書及び誓約書に保険医療機関の指定通知書の写しを添付して提出してください。なお、生活保護法第49条の3により、6年ごとに指定の更新が必要です。

届出が必要な事項とその際の必要書類は表1、また変更届が必要な事項とその際の記載内容は表2の通りです。

表1 指定医療機関において届出が必要な事項

届出を要する事項	申請書	廃止届	休止届	再開届	辞退届	備考
訪問看護事業所であって、次の理由による開設者の変更 ①指定医療機関の譲渡（親⇄子の交代を含む） ②個人⇄法人への組織変更 ③医療法人⇄社会福祉法人など法人の種類の変更 医療機関コードの変更を伴う所在地の移転	○	○				・医療機関コードの変更が伴うものは廃止の届出及び指定申請が必要です。
開設者が指定医療機関としての該当業務を廃止した 訪問看護事業所の開設者が死亡した、または失踪の宣告を受けた 訪問看護事業所が廃業、市外転出等により業務を行わなくなった		○				
訪問看護事業所が天災その他の原因により、建物もしくは設備の一部が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、開設者がこれを復旧する意思及び能力を有するとき 開設者または本人の自己の意思により指定医療機関としての業務を休止（保険医療機関としては継続）した			○			
指定医療機関のみ休止していたときの再開する				○		
生活保護の指定のみを辞退する					○	届け出た日から 30 日以上の予告期間が必要です。
他法による処分を受けた						処分届が必要です。

表2 変更届が必要な事項と記載する内容

変更する項目	新	旧
氏名（開設者・管理者）	新氏名	旧氏名
訪問看護事業所の名称	新名称	旧名称
住所（訪問看護事業所・開設者・管理者） ※管理者の場合は自宅住所	新住所	旧住所
管理者の変更	新管理者	旧管理者

※変更事項が複数ある場合は変更する事項について新旧の項目それぞれを並列表記してください。